

新 旧 対 照 表

別紙

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>1～3 (省 略)</p> <p>4 レコードの内容及び記録要領 レコードの内容及び記録要領は、P10～<u>P95</u>のとおり。</p> <p>5、6 (省 略)</p> <p>7 本店等一括提出に係る税務署長の承認 所得税法第228条の4第3項、相続税法第59条第<u>7</u>項、租税特別措置法第42条の2の2第3項、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条第4項、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条の3第2項又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条の5第2項に規定する税務署長の承認については、合理的な理由なく短期間に提出先税務署長の変更を繰り返すなどの事実や、承認するとした場合において適正に法定資料を提出できるかどうか等を総合勘案し、法定資料の提出義務の適正な履行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、承認しないこととする。</p>	<p>1～3 (同 左)</p> <p>4 レコードの内容及び記録要領 レコードの内容及び記録要領は、P10～<u>P94</u>のとおり。</p> <p>5、6 (同 左)</p> <p>7 本店等一括提出に係る税務署長の承認 所得税法第228条の4第3項、相続税法第59条第<u>6</u>項、租税特別措置法第42条の2の2第3項、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条第4項又は、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条の3に規定する税務署長の承認については、合理的な理由なく短期間に提出先税務署長の変更を繰り返すなどの事実や、承認するとした場合において適正に法定資料を提出できるかどうか等を総合勘案し、法定資料の提出義務の適正な履行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、承認しないこととする。</p>

改 正 後


改 正 前


8 申請書の様式

8 申請書の様式

支払調書等の本店等一括提出に係る承認申請書

支払調書等の本店等一括提出に係る承認申請書

		※	
年 月 日  税 務 署 長 殿	所在地 (住所)	(〒 - )	
	名称 (氏名)		
	法人番号		
	代表者氏名		
	この申請について 応答できる方の 所属及び氏名	(電話 - - )	
支払調書等の提出については、 <u>本店等一括提出</u> によりたいので申請します。			
提出開始年月	年 月以降提出分		
本店等の 所在地	所轄税務署		
本店等の 名 称			
理 由			
提出方法	<input type="checkbox"/> 光ディスク等 <input type="checkbox"/> e-Tax <input type="checkbox"/> 認定クラウド等		
参 考 事 項			

		※	
年 月 日  税 務 署 長 殿	所在地 (住所)	(〒 - )	
	名称 (氏名)		
	法人番号		
	代表者氏名		
	この申請について 応答できる方の 所属及び氏名	(電話 - - )	
支払調書等の提出については、 <u>所得税法第228条の4、相続税法第59条、租税特別措置法第42条の2の2、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条の3の規定</u> によりたいので申請します。			
提出開始年月	年 月以降提出分		
本店等の 所在地	所轄税務署		
本店等の 名 称			
理 由			
提出方法	<input type="checkbox"/> 光ディスク等 <input type="checkbox"/> e-Tax <input type="checkbox"/> 認定クラウド等		
参 考 事 項			

(注) 提出された光ディスク等は返却できません。

(注) 提出された光ディスク等は返却できません。

※ 税 務 署 整 理 欄	通信日付印の年月日	確認
	. .	
	整理番号	番号確認

※ 税 務 署 整 理 欄	通信日付印の年月日	確認
	. .	
	整理番号	番号確認

改 正 後

改 正 前

(裏面)

提出できる光ディスク等の種類は、原則として以下のとおりです。

種 類		FD	MO	CD	DVD
光 デ ィ ス ク 等 の 規 格 等	項 目				
	サイズ	3.5 インチ	3.5 インチ	12 c m	12 c m
	規格	2HD	ISO/IEC 13963 又は ISO/IEC 15041	CD-R	DVD-R
	記憶容量	1.44MB	230MB 又は 640MB	650MB 又は 700MB	片面 4.7GB
	フォーマット	MS-DOS (FAT 形式)		ISO9660 (Level2)/Joliet※	
	記録形式	CSV (カンマ区切形式)			
	記録コード	シフト JIS			
	漢字水準	JIS 第 1 水準及び第 2 水準			

※ 書き込みは、ディスクアットワンス (シングルセッション) 方式とする。

書 き 方 等

- この申請書は、所得税法第 228 条の 4 第 3 項、相続税法第 59 条第 7 項、租税特別措置法第 42 条の 2 の 2 第 3 項、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第 4 条第 4 項、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第 4 条の 3 第 2 項又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第 4 条の 5 第 2 項に基づき、光ディスク等、国税電子申告・納税システム (e-Tax) 又は認定クラウド等により本店等が支店等の支払調書等を取りまとめて提出 (以下「本店等一括提出」といいます。) することの承認を受けようとする場合に提出するものです。
- この申請書は、最初に支払調書等を本店等一括提出しようとする日の 2 か月前までに、支店等が当該支店等を所轄する税務署長に対して提出してください。
- この申請書の提出の日から 2 か月を経過する日までに税務署長から承認し、又は承認しない旨の通知がない場合には、その経過する日にその承認があったものとみなされます。
- この申請書の「代表者氏名」欄には、申請者が本店等の場合は当該本店等の代表者氏名を、申請者が支店等の場合は当該支店等の責任者氏名を記入してください。

(裏面)

提出できる光ディスク等の種類は、原則として以下のとおりです。

種 類		FD	MO	CD	DVD
光 デ ィ ス ク 等 の 規 格 等	項 目				
	サイズ	3.5 インチ	3.5 インチ	12 c m	12 c m
	規格	2HD	ISO/IEC 13963 又は ISO/IEC 15041	CD-R	DVD-R
	記憶容量	1.44MB	230MB 又は 640MB	650MB 又は 700MB	片面 4.7GB
	フォーマット	MS-DOS (FAT 形式)		ISO9660 (Level2)/Joliet※	
	記録形式	CSV (カンマ区切形式)			
	記録コード	シフト JIS			
	漢字水準	JIS 第 1 水準及び第 2 水準			

※ 書き込みは、ディスクアットワンス (シングルセッション) 方式とする。

書 き 方 等

- この申請書は、光ディスク等、国税電子申告・納税システム (e-Tax) 又は認定クラウド等により本店等が支店等の支払調書等を取りまとめて提出 (以下「本店等一括提出」といいます。) することの承認を受けようとする場合に提出するものです。
- この申請書は、最初に支払調書等を本店等一括提出しようとする日の 2 か月前までに、支店等が当該支店等を所轄する税務署長に対して提出してください。
- この申請書の提出の日から 2 か月を経過する日までに税務署長から承認し、又は承認しない旨の通知がない場合には、その経過する日にその承認があったものとみなされます。
- この申請書の「代表者氏名」欄には、申請者が本店等の場合は当該本店等の代表者氏名を、申請者が支店等の場合は当該支店等の責任者氏名を記入してください。

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後

改 正 前

○ レコードの内容及び記録要領  
(1)～(32) (省 略)

(33) 【給与所得の源泉徴収票：375】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領	
1～25 (省 略)					
26	控除対象扶養親族等の数	特定	主	半角 2文字以内	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面の記載要領に準じて記録してください。
27			従	半角 2文字以内	
28		老人	主	半角 2文字以内	
29			上の内訳	半角 2文字以内	
30			従	半角 2文字以内	
31			主	半角 2文字以内	
32		その他	主	半角 2文字以内	
			従	半角 2文字以内	

33～99 (省 略)

100	控除対象扶養親族等(1)	フリガナ	全角	30文字以内	控除対象扶養親族等(1)の氏名のフリガナを記録してください。なお、フリガナが不明な場合は、記録を省略してください。																																																									
101		氏名	全角	30文字以内		控除対象扶養親族等(1)の氏名を記録してください。																																																								
102		区分	半角	2文字		控除対象扶養親族等(1)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録してください。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除対象扶養親族の分類</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td> <td></td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>非居住者で30歳未満又は70歳以上</td> <td></td> <td>01</td> </tr> <tr> <td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td> <td></td> <td>02</td> </tr> <tr> <td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者</td> <td></td> <td>03</td> </tr> <tr> <td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者</td> <td></td> <td>04</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、控除対象扶養親族等(1)が特定親族(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が58万円超100万円以下の者)の場合は、各人別の合計所得金額又はその見積額に応じて下表のとおり区分を記録してください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">合計所得金額又はその見積額</th> <th>区分 (特定親族が居住者)</th> <th>区分 (特定親族が非居住者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>58万円超</td><td>85万円以下</td><td>10</td><td>11</td></tr> <tr><td>85万円超</td><td>90万円以下</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr><td>90万円超</td><td>95万円以下</td><td>30</td><td>31</td></tr> <tr><td>95万円超</td><td>100万円以下</td><td>40</td><td>41</td></tr> <tr><td>100万円超</td><td>105万円以下</td><td>50</td><td>51</td></tr> <tr><td>105万円超</td><td>110万円以下</td><td>60</td><td>61</td></tr> <tr><td>110万円超</td><td>115万円以下</td><td>70</td><td>71</td></tr> <tr><td>115万円超</td><td>120万円以下</td><td>80</td><td>81</td></tr> <tr><td>120万円超</td><td>123万円以下</td><td>90</td><td>91</td></tr> </tbody> </table>	控除対象扶養親族の分類		区分	居住者		00	非居住者で30歳未満又は70歳以上		01	非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者		02	非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者		03	非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者		04	合計所得金額又はその見積額		区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	58万円超	85万円以下	10	11	85万円超	90万円以下	20	21	90万円超	95万円以下	30	31	95万円超	100万円以下	40	41	100万円超	105万円以下	50	51	105万円超	110万円以下	60	61	110万円超	115万円以下	70	71	115万円超	120万円以下	80	81	120万円超	123万円以下
控除対象扶養親族の分類		区分																																																												
居住者		00																																																												
非居住者で30歳未満又は70歳以上		01																																																												
非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者		02																																																												
非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者		03																																																												
非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者		04																																																												
合計所得金額又はその見積額		区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)																																																											
58万円超	85万円以下	10	11																																																											
85万円超	90万円以下	20	21																																																											
90万円超	95万円以下	30	31																																																											
95万円超	100万円以下	40	41																																																											
100万円超	105万円以下	50	51																																																											
105万円超	110万円以下	60	61																																																											
110万円超	115万円以下	70	71																																																											
115万円超	120万円以下	80	81																																																											
120万円超	123万円以下	90	91																																																											
103	個人番号	全角	13文字	控除対象扶養親族等(1)の個人番号(12桁の数字)の前にゼロを付加して「0123456789012」のように記録してください。 (例)「123456789012」⇒「0123456789012」 (注)平成27年分以前の源泉徴収票を作成する場合には、記録をしないでください。																																																										
104 ～ 107	控除対象扶養親族等(2)				「控除対象扶養親族等(1)」の各項目に準じて記録してください。ただし、記録すべき事項がない場合は、各項目の記録を省略してください。																																																									
108 ～ 111	控除対象扶養親族等(3)																																																													
112 ～ 115	控除対象扶養親族等(4)																																																													

○ レコードの内容及び記録要領  
(1)～(32) (同 左)

(33) 【給与所得の源泉徴収票：375】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領	
1～25 (同 左)					
26	控除対象扶養親族の数	特定	主	半角 2文字以内	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面の記載要領に準じて記録してください。
27			従	半角 2文字以内	
28		老人	主	半角 2文字以内	
29			上の内訳	半角 2文字以内	
30			従	半角 2文字以内	
31			主	半角 2文字以内	
32		その他	主	半角 2文字以内	
			従	半角 2文字以内	

33～99 (同 左)

100	控除対象扶養親族(1)	フリガナ	全角	30文字以内	控除対象扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録してください。なお、フリガナが不明な場合は、記録を省略してください。	
101		氏名	全角	30文字以内		控除対象扶養親族(1)の氏名を記録してください。
102		区分	半角	2文字		控除対象扶養親族(1)が非居住者で30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録してください。
103	個人番号	全角	13文字	控除対象扶養親族(1)の個人番号(12桁の数字)の前にゼロを付加して「0123456789012」のように記録してください。 (例)「123456789012」⇒「0123456789012」 (注)平成27年分以前の源泉徴収票を作成する場合には、記録をしないでください。		
104 ～ 107	控除対象扶養親族(2)				「控除対象扶養親族(1)」の各項目に準じて記録してください。ただし、記録すべき事項がない場合は、各項目の記録を省略してください。	
108 ～ 111	控除対象扶養親族(3)					
112 ～ 115	控除対象扶養親族(4)					

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後

改 正 前

116~132 (省 略)						
133	控除対象扶養親族等の数	特親	主	半角	2文字以内	特定親族（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が58万円超100万円以下の者）の数を主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面の記載要領に準じて記録してください。
134			従	半角	2文字以内	
135	特定親族特別控除の額			半角	10文字以内	

116~132 (同 左)			
(新 設)			

(34) 【退職所得の源泉徴収票：316】

項番	項目名	入力文字基準	項目名	記録要領	
1~35 (省 略)					
36	摘要	全角	300文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
37~38 (省 略)					
39	法201条第1項第1号適用分	番号	半角	1文字	書面の記載要領に準じて記録してください。 ただし、記録すべき事項がない場合には、記録を省略してください。
40	法201条第1項第2号適用分	番号	半角	1文字	書面の記載要領に準じて記録してください。 ただし、記録すべき事項がない場合には、記録を省略してください。
41	法201条第3項適用分	番号	半角	1文字	書面の記載要領に準じて記録してください。 ただし、記録すべき事項がない場合には、記録を省略してください。

(34) 【退職所得の源泉徴収票：316】

項番	項目名	入力文字基準	項目名	記録要領
1~35 (同 左)				
36	摘要	全角	100文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。
37~38 (同 左)				
(新 設)				

(35)~(58) (省 略)

(35)~(58) (同 左)